改訂版

防災手帳

～災害に備えて～

JTA 社団法人 全日本トラック協会

もくじ

I 災害に備えて

1．防災対策担当者として …… 2

2．事業所内外の防災ポイント …… 4
（1）事業所内外の耐震性の強化（2）外壁やブロック塀などの補強（3）荷くずれ防止対　策の徹底
（4）危険物の転倒防止（5）消火器の準備（6）避難路の確保（7）地質を知る

3．事業所で地震にあったら …… 8
（1）グラッときたら火の始末（2）慌てて外に飛び出さない（3）戸を開けて出口の確保を
（4）エレベーターは絶対に使用しない（5）1分過ぎたらまず安心（6）職場内で役割分担　どおりに動く

4．車を運転中、地震にあったら …… 12
（1）地震が発生したら（2）高速道路では（3）橋やトンネルでは（4）発生後は
（5）避難目的に車を使わない（6）会社に連絡し、指示を受ける

5．正確な情報を入手しよう …… 16

6．緊急地震速報を聞いたら …… 18
（1）緊急地震速報とは（2）緊急地震速報の仕組み（3）緊急地震速報を見聞きしたと　きは
（4）緊急地震速報の入手方法（5）自動車運転中に緊急地震速報を聞いたら

II 緊急・救援輸送の要請～出動

1．緊急・救援輸送について …… 22

2．緊急・救援輸送「出動車両」の優先事項 …… 24
（1）緊急交通路通行が可能（2）同車両ステッカー（3）緊急通行車両の事前届出（4）事前届出車両の登録

3．他地域から被災地に向けての輸送 …… 26
（1）出動にあたっての準備（2）集合場所での注意事項（3）輸送途中の注意事項（4）被災地に着いたら

4．被災地内での配送 …… 30
（1）出動にあたっての準備（2）物資集積所での注意事項（3）輸送途中の注意事項（4）輸送を終えたら

III 緊急・救援輸送情報の入手

1．全ト協が提供する緊急・救援輸送情報 …… 34

2．情報伝達の経路 …… 36

はじめに
—不意の地震に不断の用意を—

この手帳は、防災対策担当者やトラックドライバー向けに「防災対策と緊急・救援輸送」についてまとめたものです。

大地震が発生した際は、一人ひとりが周囲の状況に応じて「身の安全をはかる迅速な判断と行動被害を最小限にくいとめ、二次災害を防ぐ適切な処置」が求められます。

また、被災者に対して「迅速・確実に救援物資を届ける」ことは、トラック運送事業者の社会的使命といえます。

本書は、平成11年刊行の改訂版で、不意の地震に対しての心がまえと、緊急・救援輸送の留意点などについて紹介しています。災害には、不断の用意が大切です。本文を参考に、いざというときに備えてください。

平成20年８月
社団法人　全日本トラック協会

1 防災対策担当者として

災害は「いつ、どこで、どのような規模」で発生するか予測がつきません。災害発生に備えて日頃から事業所での防災対策を講じておきましょう。

(1) 事業所内外の点検と補強

・事業所内外の危険箇所の点検を行い、補強する箇所があれば早急に補強します。什器・備品なども耐震性の強化をはかっておきましょう。

※詳細は４ページ「事業所内外の防災ポイント」を参照。

(2) 職場内での役割分担を

・災害時の行動について、火元の点検者、応急救護班など社員に役割分担をさせ、災害発生時に「どのような行動をとるか」明確にしておきましょう。

※詳細は10ページ参照。

(3) 災害時のマニュアル作成を

・災害時の行動や役割分担などについて、事業所ごとにマニュアル(行動指針)にまとめておきましょう。

※東京都をはじめ、都道府県の多くでは「防災のしおり」などの小冊子を発行しています。入手のうえ、参考にしましょう。

(4) 緊急・救援輸送の出動に備えて

・災害が発生したら、トラック運送事業者は地方公共団体（以下、都道府県等)などの要請を受けて緊急・救援輸送に出動します。

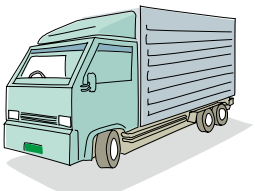

※被災者に対して、迅速・確実に物資を届けることは、トラック運送事業者の社会的な使命です。

・緊急・救援輸送の出動要請に備えて、出動時に携帯する必需品を準備しておきましょう。

※「緊急・救援輸送」については22ページ以降を参照。

(5) 非常食の備えを

・社員が２～３日生活できる量の非常食と飲料水を備えておきましょう。

[非常食] レトルト食品、缶詰のご飯、肉・魚の缶詰、カンパン、梅干、チーズなど。

[飲料水] １人1日 ３ℓ×3日分（長期保存可能な水）

(6) 防災訓練への参加

・9月1日の防災の日や防災週間(8／30～9／5)中に、各地で防災訓練が行われます。トラック運送事業者も町会等が主催する防災訓練には積極的に参加し、いざというときの協力体制を作っておきましょう。

2 事業所内外の防災ポイント

災害（とくに地震）に備えて、耐震性の強化など事業所内外の防災対策を講じておきましょう。

［危険箇所の点検と補強］

（1）事業所内外の耐震性の強化

・災害発生時に怪我をしないよう、事業所のガラスや壁、ロッカー、書庫、倉庫・保管庫のラックなど耐震性の強化に努めておきましょう。

（2）外壁やブロック塀などの補強

・建物の外壁や看板、ブロック塀などが落下、転倒する恐れがないかをチェックし、必要に応じて早急に補強しましょう。

（3）荷くずれ防止対策の徹底

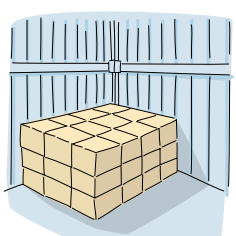

・倉庫や保管庫では、地震が起きたとき荷くずれが防げるよう、常に荷物の整理・整頓を徹底しておきましょう。

（4）危険物の転倒防止

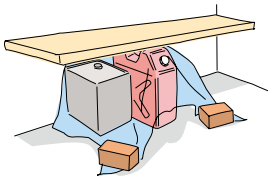

・発火性の薬品や燃料などの危険物は、災害時に備え、転倒・落下防止措置を講じておきましょう。

（5）消火器の準備

・地震発生後の二次災害（火災発生）に備え、消火器や三角バケツなどを保有、目につきやすい場所に設置しておきましょう。

（6）避難路の確保

・避難する通路や階段には、大きな荷物や危険物などを置かないようにしましょう。また、避難場所も確認しておきましょう。

（7）地質を知る

・地震被害は、地盤の弱い地域および活断層の上などに集中しています。事業所の地層はどんなものかを知り、そのうえで地震対策を立てましょう。

[荷主との取り決め]

災害発生時に、業務に支障を生じないよう、常日頃から荷主や取り引き先と、事前の取り決めをしておきましょう。

(1) 帳票類や貴重品類の整理

・災害発生時に、送り状などの帳票類が散乱しないよう防止対策を講じておきましょう。また、万一に備えて、最低必要限の貴重品類はまとめて取り出せるように整理しておきましょう。

(2) 荷主との事前の取り決め

・災害発生を想定して、荷主との間で事前に「災害が発生した場合の輸送処理と連絡方法など」について、取り決めを行っておきましょう。

(3) パソコン管理とデータのバックアップ体制を

・日常業務にパソコンは欠かせません。地震からパソコンを保守する管理体制を整備するとともに、重要な管理データが破壊され、データの復旧ができず、荷主や取り引き先に迷惑がかからぬよう、重要データは必ずCD-Rなどにバックアップしておきましょう。

・できれば管理データのバックアップは、安全面を考え2箇所以上の場所で保管しましょう。

[防災訓練と防災相談について]

・防災についての相談や、地域で防災訓練をしたいときは、東京23区の場合は防災課・各総合支所や各消防署警防課、各警察署警備課に問い合わせください(市町村の場合は、最寄りの役所に問い合わせください)。

・東京23区では、防災に関するビデオの貸出しや、震度7の地震を体験できる「起震車」もあります。「見て」「聞いて」「体験して」災害に備えましょう。

起震車で体験すると

震度5…火を消そうと、ガス台に手を伸ばしても消しにくい。

震度6…テーブルの下にもぐり込むのも大変。

震度7…棚のものが全部落ち、テーブルの下で脚にしがみついているのがやっと。

※自分の体で覚えておきましょう。

写真協力／東京・江東区役所

3 事業所で地震にあったら

地震が発生した直後の行動と、被害発生後の行動について、日頃から徹底しておきましょう。

［災 害 時］

(1) グラッときたら火の始末

・地震で怖いのは、振動の被害よりも二次的に起こる火災による被害です。火災予防のため、すぐに使用中の火の始末をしましょう。

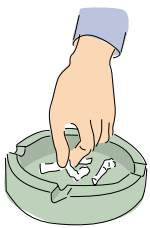

(2) 慌てて外に飛び出さない

・慌てて外に飛び出さず、テーブルや机の下に身を隠すなど、身の安全をはかりましょう。

・照明器具やロッカー、棚の上の書類などの落下物も危険です。鞄や椅子用の座布団などで頭部を保護しましょう。

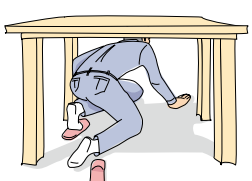

(3) 戸を開けて出口の確保を

・揺れがおさまったら、ドアを開けて出口を確保しましょう(ドアが再び閉まらないように、手近なものをはさみ込んでおきましょう)。

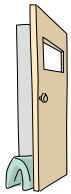

(4) エレベーターは絶対に使用しない

・大地震ならエレベーターは停止しますが、動いていても避難用に使用しないこと。途中で止まって閉じ込められてしまう恐れがあります。

(5) 1分過ぎたらまず安心

・地震計の記録を見ると、強い振動は20～30秒で終わることが多く、1分以上続くことは滅多にありません。

・本震は、1993年の釧路沖地震で30～40秒程度、1995年の阪神・淡路大震災で10数秒となっています。だから、慌てずにしばらく様子をみましょう。1分過ぎたら、まず安心です。

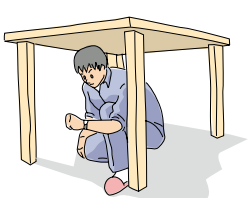

(6) 職場内で役割分担どおりに動く

・２ページの「防災対策担当者の役割」の項で紹介したように、職場内で「防災担当班」を編成し、下記のように任務を分担して、組織的に防災にあたりましょう。

火元の責任者	応急救護班
危険物担当班	消火器担当班
建物・施設担当班	避難誘導班
顧客連絡班	情報伝達班

など

※災害時は、互いに声を掛け合うことで「行動意識」を呼び起こします。

・役割分担後、それぞれの担当班は「いつでも行動がとれるよう」習慣づけておきましょう。

・できれば、職場内のマニュアル（行動指針）を事業所ごとにまとめておきましょう。

[揺れがおさまったら]

(1) 皆で安全確認を

・万一、火災が発生した場合は、全力で初期消火を行います（火災発生後１～２分なら誰でも消火器や三角バケツで消火できます）。「グラッときたら火の始末」が徹底すれば、出火は最小限におさえられます。

・負傷者が出た場合は、応急手当て（建物や什器・備品などの下敷きになった人がいれば救出）を行います。

・職場内や周辺地域の災害状況の把握と、従業員への伝達、確認をします。

・被害状況に応じて、危険物などの流出・漏洩（ろうえい）の防止策を講じます。

・避難が必要な場合は、避難場所への誘導準備をします（特に海岸近くの事業所では津波に注意が必要です）。

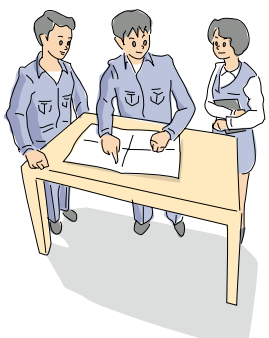

(2) 確実な情報に従って行動する

・ラジオやテレビなどで正確な情報を入手し、組織的にきちんと行動を起こしましょう。

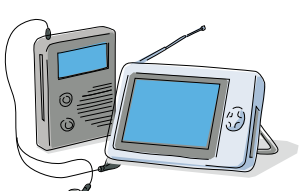

4 車を運転中、地震にあったら

運転中は、震度３までの地震は気づかないのがふつう。震度４で揺れに気づく人がおり、震度５強で運転が困難となり、停止する車が多くなります。市街地で車を運転中、地震にあったら次のように対応しましょう。

(1) 地震が発生したら即・車を止める

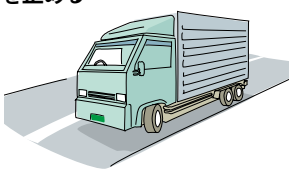

・一般道を走行していて地震に遭遇したら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど，できるだけ安全な方法により車を道路の左側に停車します。

・車は自動販売機や積み荷、ブロック塀など、倒れやすいもの、崩れやすいもののそばに止めないようにします。

・避難する人々や緊急自動車が通行できるよう、道路の中央部は必ずあけておきます。

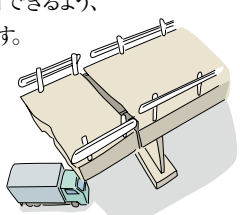

・落下物でケガをする危険性があるので、不用意に外に飛び出さないようにします（カーラジオで情報を聞き、避難する方向や場所などを確認しましょう）。

・近くに駐車場や空き地がある場合は、そこに車を入れます（日頃から適当な空き地を探しておきましょう）。

・近くにいる人々と協力し、負傷者がいればその救助や、道路中央部に停車している車は道路の左側に寄せます。

(2) 高速道路では車を止める

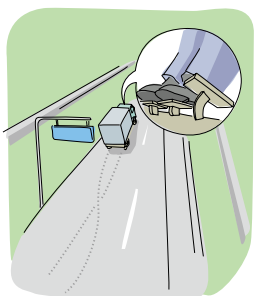

・高速道路では急ブレーキが最も危険です。高速道路を走行中、地震が発生したら、減速しながら、左側に寄せて停車します。

・高架部から避難する場合は、近くのランプか非常用階段（通常500ｍから１kmおきにあります）から脱出します。

(3) 橋やトンネルでは一刻も早く通過する

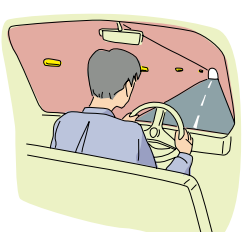

・橋やトンネルを走行中に地震が発生したら、短い場合は注意して通過してしまいます。もし、長い場合は左側に停車して、一刻も早く橋やトンネル外に避難します。

(4) 発生後は様子を見て落ち着いて行動する

・大地震発生後は、自分の判断で勝手に行動せずに、カーラジオの地震情報や警察官の指示に従って走行しましょう。

・やむをえず車をおいて避難するときは、できるだけ道路以外の場所に車を止めてから避難します(路上に車を置き去りにすると、パトカーや消防車の走行のじゃまになったり、被害を大きくするもとになります)。

・路上に車をおいたまま車を離れる場合は、道路の左端に車を止め、エンジンを切り、キーはつけたまま。

・車を離れる場合は、火災を引き込まないよう窓を閉め、ドアロックをしない(車が避難路を妨げている場合、誰でも移動させられるようにするためでドライバーのマナーです)。

・車から出るときの持ち物は右記のものを携行します。

・もし、海岸付近で津波の恐れがある場合は、即刻高台に避難しましょう。

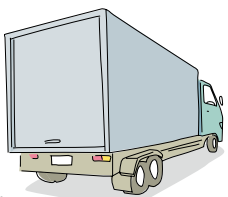

車から出るときは

・エンジンを切る
・キーは付けたまま
・窓を閉める
・ドアロックはしない

車から出るときの持ち物は

・伝票類
・車検証
・ETC カード
・軍　手
・タオル
・懐中電灯など

(5) 避難などの目的に車を使用しない

・地震発生後は、家庭との連絡や避難などのために、車を使用しないで下さい。

(6) 会社に連絡し、指示を受ける

・地震発生後、ドライバー一人で判断がつかない場合は、会社に連絡し、その後の行動について指示を受けましょう。そのため、携帯電話やMCA無線などを準備しておくと便利です。

緊急連絡用の通信手段の確保を

緊急時の連絡通信手段としては、電話、携帯電話をはじめ、業務用MCA無線、インターネット、通信衛星を利用した移動体通信「オムニトラックス」など、出動車両との連絡手段を確保しておくとよいでしょう(普段は、通常の輸送業務として活用します)。

また、災害用伝言ダイヤルとしては、NTT 災害用伝言ダイヤル「171」、NTT ドコモ「i モード災害伝言板」があります。操作方法について確認しておきましょう。

5 正確な情報を入手しよう

地震が発生したら、ラジオやテレビなどで正確な情報を入手し、落ち着いて行動をしましょう。

(1) ラジオを聞く

・地震発生後は、ＮＨＫや民間放送が地震情報や津波情報、被害情報、救助活動などについて放送します。ラジオやテレビで、余震の見通しや地震の規模、道路状況などの正確な情報を確認のうえで行動しましょう。

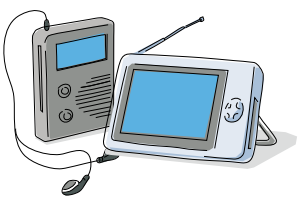

(2) 行政の広報を聞く

・人から伝え聞いた情報は、まず当てにならないと考え、メディア情報や公共機関(市区町村の地域防災行政無線や消防署、警察署など)の情報を確認してから行動しましょう。

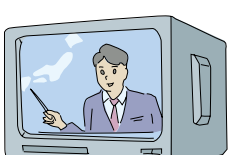

(3) 道路・交通情報を知る

・地震発生後や緊急・救援輸送の出動にあたって道路・交通情報を入手したい場合は、各地域のテレホンサービスで確認しましょう。道路交通情報の問い合わせ先は下記のとおりです。

全国・関東甲信越情報	03(3264)1331
北海道情報	011(281)6511
東北・宮城情報	022(225)7711
中部・愛知情報	052(954)8888
関西・大阪情報	06(4793)1141
中国・広島情報	082(221)7777
四国・香川情報	087(834)3400
九州・福岡情報	092(651)1331
沖縄情報	098(866)4840

資料：㈶日本道路交通情報センター

[災害と電話]

・災害発生時に、ＮＴＴでは一般回線の通話を規制することがあります。もし、一般電話から通話できないときでも、グレー、緑色の公衆電話(ピンク電話は除く)からは、かかりやすくなっています。
緊急の場合は「グレー、緑色の公衆電話」を利用しましょう。

6 緊急地震速報を聞いたら

(1) 緊急地震速報とは

・緊急地震速報は、気象庁が震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源位置・地震の規模を直ちに推定し、それに基づき各地での主要動の到達時刻や震度を推定、可能な限り素早く(数秒～数十秒で)知らせる情報システムです。

・下記の予報と警報があります。

●緊急地震速報(警報)(or 単に「緊急地震速報」)

最大震度５弱以上が予想される場合に発表される地震動警報。

●緊急地震速報(予報)

最大震度３以上(or マグニチュード3.5以上)が予想される場合に発表される地震動予報。

平成19年10月1日から一般向け運用として，地震波が２つ以上の地震観測点で観測され、かつ最大震度５弱以上と推定された場合に「地震の発生時刻」「震源の推定値」「震央の地名」「強い揺れ(震度５弱以上)が推定される地域及び震度４以上と推定される地域名」の速報を行っています。

(2) 緊急地震速報の仕組み

・地震が発生すると、初期微動のP波と呼ばれる小さな揺れと、主要動のS波と呼ばれる大きな揺れが同時に発生します。

・P波とS波は、伝播速度が異なります。P波は秒速約７km、S波は秒速約４kmの速さで伝わります。

・この伝播速度差を利用して、震源に近い地点でのP波の観測に基づき、後から来るS波の伝播を時系列的に予測。震源から離れた地域（地点）に対して、その到達前に緊急地震速報を発表します。

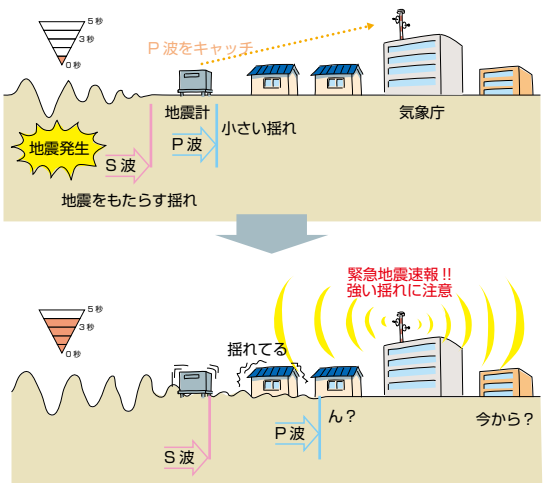

(3) 緊急地震速報を見聞きしたときは

・緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまで数秒～数十秒しか時間がありません。そのわずかな時間に身を守るための行動をとる必要があります。

・緊急地震速報の活用としては、予報を受診して列車やエレベーターをすばやく制御して危険を回避したり、工場や事業所、家庭などで避難行動をとることによって、被害の軽減などが期待されます。

・緊急地震速報を見聞きしたときは、周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全等を確保しましょう。

(4) 緊急地震速報の入手方法

・テレビ・ラジオをはじめ、緊急地震速報の放送に対応している地域の防災行政無線、集客施設の構内放送等により伝えられます。このほか㈶気象業務支援センターまたは、民間の情報配信会社からも入手できます。

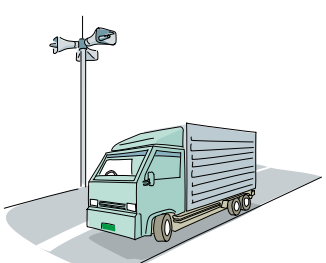

(5) 自動車運転中に緊急地震速報を聞いたら

・後続の車が情報を聞いていない可能性もあるため、あわててすぐにスピードを落とすことはしない。

・ハザードランプを点灯するなどして、周りの車に注意を促した後、急ブレーキはかけず、緩やかにスピードを落とす。

・大きな揺れを感じたら、急ハンドルや急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路状況を確認して、道路の左側に車を停止させる。

※その他の留意事項に関しては本誌12～15ページを参照ください。

緊急地震速報について知りたい方は

●緊急地震速報について（気象庁ホームページ）

http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/index.html

●リーフレット「緊急地震速報をご存じですか？」（気象庁発行）

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/sokuho2/index.html

●「緊急地震速報のリーフレット」（（財）気象業務支援センター発行）

http://www.jmbsc.or.jp/hp/online/data/leaflet.pdf

1 緊急・救援輸送について

(1) 緊急・救援輸送とは

被災地の援助や復興のための輸送を「緊急・救援輸送」といい、次のような輸送を行います。

・被災者の応急生活を確保するための救援物資の輸送（食料品、飲料水、衣料、日用品、熱源、医薬品、仮設住宅など）。

・被災地の後片付けのための物資輸送。

・被災地の都市機能回復のための資機材などの輸送（道路・鉄道・河川・水道・ガス・電力・通信などの復旧資材、車両、燃料など）。

(2) トラック運送事業者の役割

被災後はさまざまな物資を、短期間に、大量に輸送しなければなりません。トラック運送事業者には、これら輸送の担い手として大きな役割が期待されています。

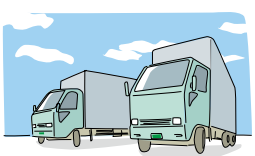

(3) 緊急・救援輸送の要請機関

緊急・救援輸送の要請は、都道府県等から都道府県トラック協会に要請され、それを受けて出動することになります。

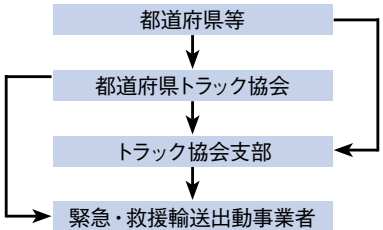

(4) 緊急・救援輸送の要請事項

災害発生に伴い、都道府県等から「出動する車種・台数、集合（出動）場所、出動日時、輸送品目、輸送先」などの要請事項が、都道府県トラック協会に出されます。これを受けて都道府県トラック協会では、各支部や会員事業者に電話やファックスなどで出動を要請します。

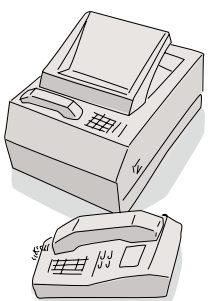

(5) 要請後は迅速な対応を

都道府県等から都道府県トラック協会への輸送要請は、深夜や早朝に発せられる場合もあり、出動までの時間が短い場合もあります。そのため要請後は迅速な対応が必要となります。

2 緊急・救援輸送「出動車両」の優先事項

緊急・救援輸送を行う車両は、一刻も早く目的地に到着し、業務を果たすことが求められるため、次のような優先事項が与えられています。

(1) 緊急交通路の通行が可能

緊急・救援輸送「出動車両」には、一般車両の通行が禁止されている緊急交通路の通行許可や、(緊急交通路が有料の場合は)通行料金が無料となる場合もあります。その際、一般車両と区別するため、緊急通行車両を証明する標章(ステッカー)と証明書が必要となります。

(2) 緊急通行車両の標章(ステッカー)

緊急通行車両を証明する「緊急通行車両標章」および「緊急通行車両確認証明書」は、都道府県知事か公安委員会が交付します。

(3) 緊急通行車両の事前届出

警察庁は、応急活動の事務迅速化を目的に「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等運用要領の制定について」を、全国警察本部に発出しています。それを受けて全国警察本部では、防災関係機関である指定地方行政機関および指定地方公共機関などに対し説明会などを開催し、緊急通行車両事前届出の普及をはかっています。

(4) 事前届出車両の登録

都道府県等が災害応急対策活動上、「災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両である」と判断すれば、都道府県等と運送事業者が協定を結んで公安委員会に申請することで、事前届出車両として登録することができます。届出車両には、証明書(緊急通行車両等事前届出済証)が交付され、緊急・救援輸送活動に従事している場合、検問所などで証明書を携帯していれば、前記の標章(ステッカー)、証明書が交付されます。

Ⅱ 緊急・救援輸送の要請～出動

3 他地域から被災地に向けての輸送

緊急・救援輸送は、輸送範囲によって「他地域から被災地に向けての輸送（物資調達の輸送）」と「被災地内での配送（物資配送の輸送）」に大別されます。
ここでは「他都道府県等から被災地の物資集積所へ向けて行われる救援物資輸送」の注意事項について示します。この輸送は、大量の荷物を運ぶことが多いため11トン車など大型車両による輸送が中心となります。

（1）出動にあたっての準備

他地域から被災地までの輸送は、長距離輸送となる場合があり、被災地周辺の交通渋滞により長時間にわたる輸送となる可能性もあります。そのため次のような準備が必要です。

［出動車両について］

・燃料は満タンに

被災地周辺では、燃料の確保が困難な場合もあります。満タンにするなど事前の対応が必要です。

・車両の整備状況をチェック

出動車両が、車両故障を起こしたら十分な役割が果たせません。日頃から整備状況には気をつけておきましょう。

［ドライバーの携帯品について］

出動時は、いつ帰れるか分からないという心構えで、次のものを用意して出動しましょう。

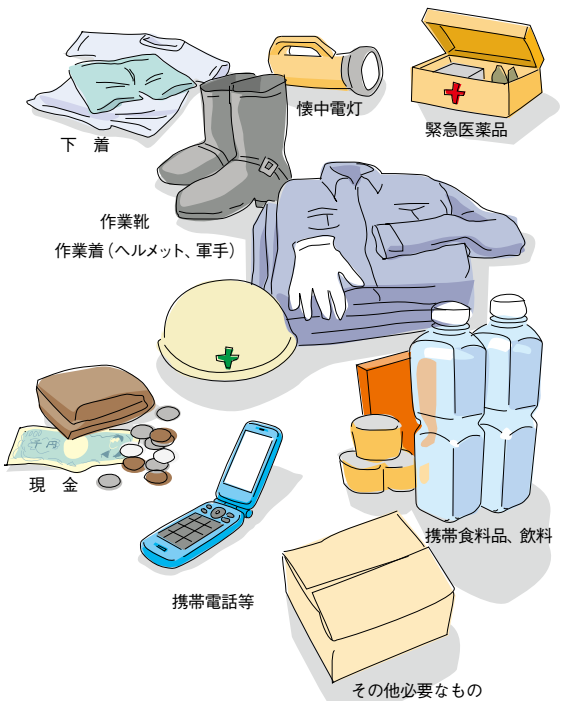

※緊急連絡用の通信手段の確保については15ページを参照。

(2) 集合場所での注意事項

[物資の積み込み、輸送内容の確認]

・集合場所(都道府県の備蓄倉庫や庁舎等)では、都道府県やトラック協会の職員の指示を受け、物資を迅速に積み込み、輸送内容についても確認しましょう。

[緊急・救援輸送ステッカー、横断幕の装着]

・出動車両には「緊急・救援輸送車両であることを識別する」ステッカーと証明書、都道府県トラック協会独自の横断幕などが支給されます。トラック前面もしくは横側(荷台部)に、正しく装着しましょう。

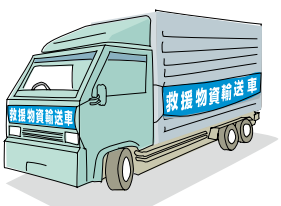

(3) 輸送途中の注意事項

[輸送隊を編成する場合]

・長距離輸送で、輸送隊を編成して出動する場合は、途中で集合するサービスエリアなどを決めて走行し、はぐれないようにしましょう。

[パトカーが先導する場合]

・パトカーや白バイの先導がある場合は、その指示に従いましょう。

[輸送ルートの確認]

・災害発生の初期段階では、緊急交通路が刻々と変化することもあります。被災地に近くなったら、輸送ルートを確認することも必要です。

・確認は、被災地都道府県の警察署や交通管理センターへの問い合わせ、全日本トラック協会を通じて全国のトラックステーションで掲示する予定の輸送ルート情報などを利用しましょう。

[危険物を輸送する場合]

・燃料など危険物を輸送する場合は、横転や衝突による惨事を引き起こさないように十分注意しましょう(消火器の常備を忘れずに)。

(4) 被災地に着いたら

[物資の取り降ろし]

・現地の責任者の指示に従い、迅速に荷物を取り降ろします。また、どこから運ばれてきた、どんな物資であるかを明確に伝えます。

[帰路について]

・物資を降ろしたら、すみやかに被災地を離れます。なるべく渋滞を避ける走行ルートをとり、無理をせず宿泊や仮眠を取りながら事故のないよう帰路につきましょう。

4 被災地内での配送

被災地内での配送とは「全国から集まった救援物資を、物資集積所から被災地内の避難所や他の物資集配拠点に運ぶ輸送」をいいます。狭い道も通行でき、機動性のある2トン小型車両による配送が有効です。

(1) 出動にあたっての準備

[燃料の確保に努めましょう]

・被災地内では、燃料の確保が困難になる場合が想定されます。出動車両は、トラック協会の本部や支部を通じて「被災地内で稼働している燃料供給所」の情報を入手し、燃料の確保に努めましょう。

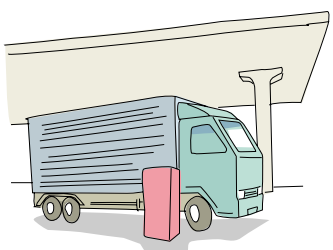

[輸送ルートの確認に努めましょう]

・被災地（特に災害発生の初期段階）では、通行できる道路の状況が刻々と変化します。通行可能な輸送ルートの情報収集に努めましょう。

[ドライバーには十分な携帯品を]

・被災地では、道路の渋滞などにより配送時間が長時間にわたる可能性もあります。そこで、27ページで紹介したように、次のような携帯品を準備して出動しましょう。

- 現金（公衆電話用の小銭も）
- 作業服（ヘルメット、軍手）
- 作業靴、懐中電灯
- 携帯食料品、飲料
- 救急医療品
- 携帯電話などの通信手段
- その他必要なもの

(2) 物資集積所での注意事項

[物資の積み込み]

・物資集積所では、緊急・救援輸送車両や物資の積み降ろし、集積した物資の管理などで、かなりの混乱が予想されます。現地の責任者の指示に従って、必要な物資を迅速に積み込みましょう。

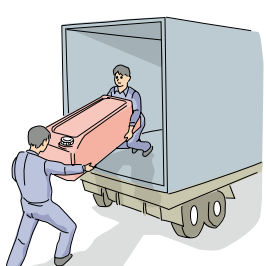

[輸送内容の確認]

・輸送の正確さを期するため(また、後日の運賃精算のためにも）、できるだけ現地の責任者から「配送する物資の送り状を作成」してもらい、配送先で受領印をもらうようにしましょう。

(3) 輸送途中の注意事項

[情報連絡]

・被災地内では、輸送途中に会社や輸送要請者などと連絡を取り合う必要が生じる可能性もあります。
そのため、携帯電話などの準備をしましょう。
（場合によっては公衆電話で連絡をとります）。

※緊急連絡用の通信手段の確保については15ページを参照。

[臨機応変な対応も必要]

・被災地内では、避難住民に対して「必要とされる物資の種類や量などの情報が確保しにくい」ことがあります。それにより、輸送に混乱が生じた場合は、物資集積所の責任者である都道府県の職員に「避難所の状況や必要な物資について」報告し、追加物資の輸送を引き受けるなど臨機応変に対応することも必要となります。

(4) 輸送を終えたら

[報告はきちんと]

・避難所などへの配送が終了したら、事業所では都道府県トラック協会の本部・支部にきちんとその報告をしましょう。これは避難所などへの物資の配送状況の確認と、後日の運賃精算のためにも必要となります。

1 全ト協が提供する緊急・救援輸送情報

全日本トラック協会では、災害発生の規模に応じて「緊急・救援輸送や通過交通に必要な情報」を、各都道府県トラック協会や全国のトラックステーションなどに伝達することにしています。

(1) 緊急・救援輸送情報

輸送ルート情報	**被災地内燃料給油所についての情報**
交通規制情報や通過交通の迂回路情報、緊急交通路に関する「輸送ルート」についての情報。	被災地内で稼働している「燃料給油所」の名称や所在地についての情報。
有料道路通行料金免除に関する情報	**復興物資輸送ルート情報**
緊急・救援輸送車両が、緊急交通路となっている有料道路を通行する際の「通行料金免除」に関する情報。	建築資材搬入や瓦礫の撤去、ライフラインの復旧工事に使用される車両など、復興事業に使用する車両が優先的に通行できる「復興物資輸送ルート」についての情報。
被災地物資取り降ろし場所に関する情報	**特殊車両通行可能道路情報**
被災地に設置された「物資取り降ろし場所」の所在地や道順などについての情報。	被災地周辺の特殊(種)車両が「通行可能な道路についての情報と、災害に伴う特殊(種)車両通行許可申請の要件」についての情報。
他地域から被災地に向けた救援物資情報	
他地域から被災地に向けて運ばれる「救援物資」の品目や量に関する情報(被災地の物資集配拠点や都道府県トラック協会などに伝達します)。	

2 情報伝達の経路

輸送ルート情報の提供を例にとって、情報伝達の経路図を紹介します。

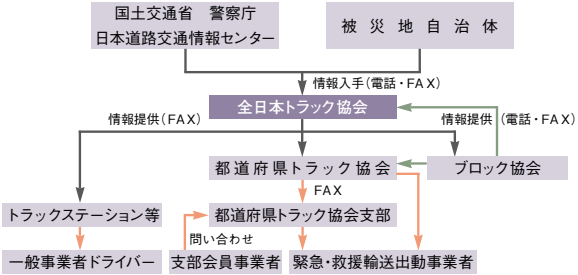

［情報の入手方法］

・緊急・救急輸送「出動車両」は、各都道府県のトラック協会または協会支部から情報を入手してください。

・そのほかの事業所は、所属する各都道府県トラック協会支部に問い合わせるか、全国のトラックステーションでの掲示を利用してください。

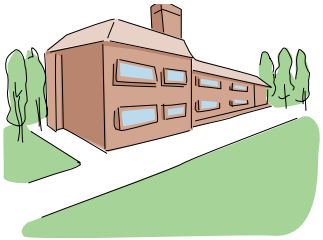

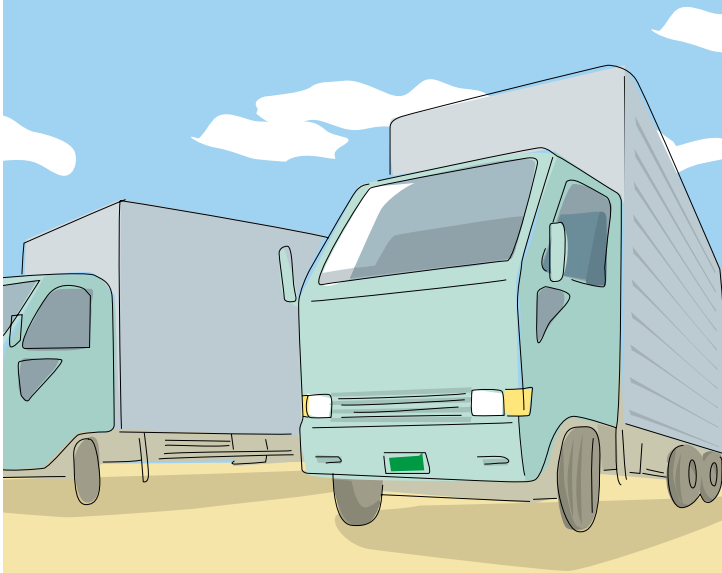

防災手帳

～災害に備えて～

社団法人 全日本トラック協会

〒163-1519 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号
新宿エルタワー19階　TEL. 03（5323）7109㈹
ホームページ　http：//www.jta.or.jp

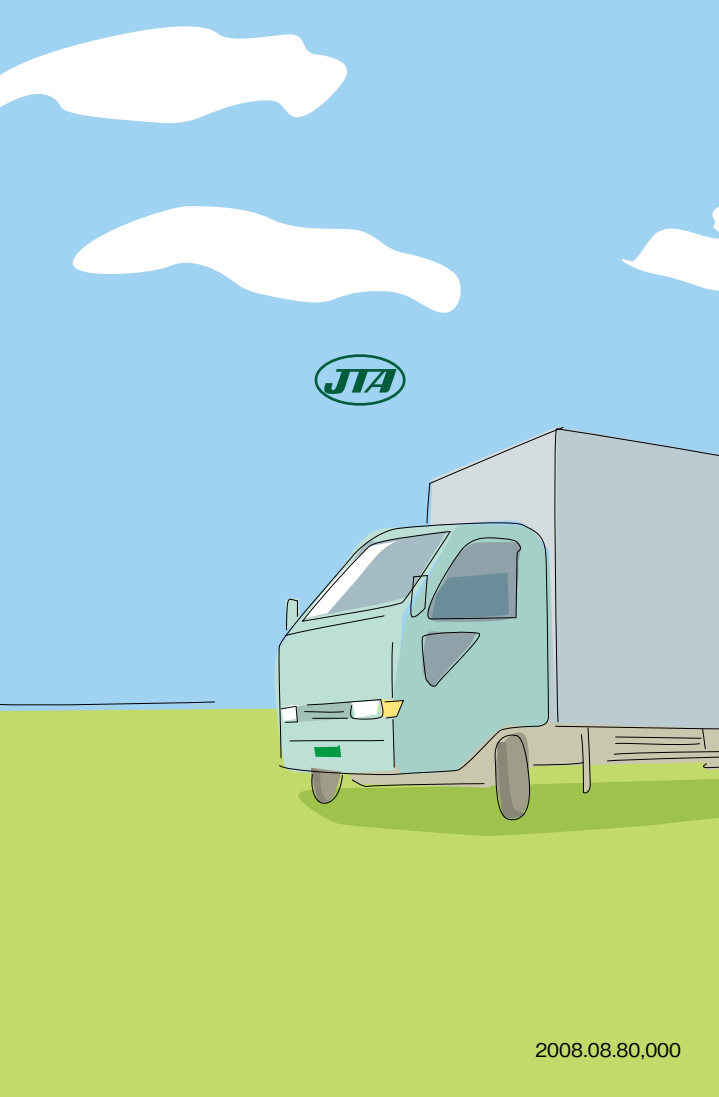

2008.08.80,000